

告 示

埼玉県告示第千十二号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

令和二年九月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		撤回日
名称	所在地	
堀川病院	埼玉県本庄市本庄一丁目四番十号	令和二年五月三十一日